

## 資料2

### 各務原市特別職報酬等審議会の運営について（案）

各務原市特別職報酬等審議会

#### 1 会議の方法

- (1) 会議は、会議を開催する場所に委員が参集する方法を原則とする。
- (2) 会長が必要と認める場合、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を利用して会議に出席することができる。

#### 2 会議の公開について

- (1) 会議は原則として公開する。
- (2) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、「各務原市特別職報酬等審議会の会議の公開等に関する要領」を別に定める。

#### 3 会議録の作成について

- (1) 会議録は、無記名の要点記録とする。
- (2) 会議録は、事務局が作成後、会長及び副会長の確認を経て、会議資料とともに原則として公開する。